

長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例（素案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、市及び住民自治協議会が協働して住民の福祉を増進することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「住民自治協議会」とは、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている住民の自主的な団体のうち、当該団体からの申込みにより第4条の規定による協定を締結する相手方として市が認定するものをいう。

（協働関係）

第3条 市及び住民自治協議会は、共通の目的である住民の福祉の増進に向かって協働する関係にあるものとする。

（協定の締結）

第4条 市及び住民自治協議会は、協働して行う事務に関する事項を定めた協定を締結するものとする。

（相互の支援）

第5条 市は、前条の協定に基づき住民自治協議会が行う事務その他住民自治協議会が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組に対し、必要な支援を行うものとする。

2 住民自治協議会は、市が実施する住民の福祉の増進に関する施策に協力し、支援を行うものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

長野市及び住民自治協議会の協定の締結に関する要綱（素案）

（趣旨）

第1 この要綱は、長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例（平成 長野市条例第 号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、住民自治協議会（条例第2条の住民自治協議会をいう。以下同じ。）と協働して行う事務に関する事項を定めた協定（以下「協定」という。）を締結することに関し必要な事項を定めるものとする。

（認定の対象）

第2 条例第2条の規定による認定は、長野市住民自治組織設立支援補助金交付要綱（平成18年長野市告示第 305号）に定める補助金の交付を受け設立した団体について行うものとする。

（協定の締結の申込み等）

第3 条例第2条の規定による申込みは、長野市住民自治協議会協定締結申込書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 設立趣意書、総会資料、規約、組織図及び役員名簿
- (2) その他必要と市長が認める書類

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、その旨を申込者に通知するとともに、認定した団体を公示するものとする。

（協定の締結）

第4 市長は、前項の認定を行った場合は、当該住民自治協議会と協定を締結するための協議を行い、基本協定（協働して行う事務に関する基本となるべき事項を定める協定をいう。以下同じ。）を締結するものとする。

2 基本協定には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 市から依頼する必須事務（市の区域の全部について統一して実施する必要がある事務のうち、住民の利便性又は事務処理の効率性等の観点から住民自治協議会にその実施を依頼するものをいう。）に関すること。
- (2) 次項に規定する年度協定の締結に関すること。
- (3) 第5に規定する一括交付金に関すること。
- (4) その他協働して行う事務に関する事項

3 市長は、基本協定及び住民自治協議会との協議に基づき、毎年度当初に、年度協定（基本協定を実施するため、当該年度ごとに必要となる事項について定める協定をいう。）を締結するものとする。

（一括交付金の交付）

第5 市長は、住民自治協議会と協定を締結した場合は、住民自治協議会が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組並びに第4第2項第1号の規定により住民自治協議会が行う事務（これらの活動を維持するために必要な事務等を含む。）に対し、予算の範囲内で交付金（以下「一括交付金」という。）を交付するものとする。

2 一括交付金の交付に関し必要な事項は、別に要綱で定める。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成 年 月 日告示第 号)

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

〇〇地区住民自治協議会と長野市との協働に関する基本協定書（素案）

〇〇地区住民自治協議会（以下「甲」という。）と長野市（以下「乙」という。）とは、長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例（平成 年長野市条例第 号。以下「条例」という。）第4条に基づき、次の条項によりこの協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

（基本協定の目的）

第1条 基本協定は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、甲及び乙が共通の目的である住民福祉の増進に向かって協働して行う事務に関し、それぞれが行うべき役割を明確にするとともに、条例第5条第1項の規定により乙が甲の取組に対して行う支援に関し必要な事項を定めることを目的として締結する。

（甲の役割）

- 第2条 甲は、自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組を実施するとともに、必須事務を行うものとする。
- 2 前項の必須事務とは、市の区域の全部について統一して実施する必要がある事務のうち、住民の利便性又は事務処理の効率性等の観点から、乙が甲にその実施を依頼するものをいう。
 - 3 必須事務の内容は、甲乙協議の上、第5条の年度協定で定める。

（乙の役割）

第3条 乙は、前条の規定により甲が行う必須事務その他甲が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組に対し、甲と協議の上、必要な支援を行うものとする。

（一括交付金の交付）

- 第4条 乙は、第2条の規定により甲が行う必須事務に関する活動を担保するとともに、甲が行う自主的かつ自立的な住民の福祉の増進に資する取組を支援するため、条例第5条第1項の規定による必要な支援として、甲に対し、予算の範囲内で一括交付金を交付するものとする。
- 2 前項の一括交付金の年度ごとに交付金額については、甲乙協議の上、次条の年度協定で定める。

（年度協定）

第5条 甲及び乙は、基本協定に基づき、基本協定の実施に関し当該年度において必要な事項について、協議の上、年度協定を締結するものとする。

(基本協定の締結期間)

第6条 基本協定の締結期間は、基本協定締結の日から平成 年3月31日までとする。

2 前項に定める期間の満了の日の1月前までに甲乙のいずれからも何ら申出がないときは、この協定は、更に5年間延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第7条 基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 長野市 番地
〇〇地区住民自治協議会
会 長 名 印

(乙) 長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市
長野市長 鷺 澤 正 一 印

〇〇地区住民自治協議会と長野市との協働に関する年度協定書（素案）

〇〇地区住民自治協議会（以下「甲」という。）と長野市（以下「乙」という。）とは、次の条項により、甲及び乙が平成 年 月 日に締結した「〇〇地区住民自治協議会と長野市との協働に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第5条に規定する年度協定を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、基本協定に基づき、基本協定の実施に関し必要なことについて定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定の締結期間は、平成 年4月1日から平成 年3月31日までとする。

（必須事務の内容）

第3条 基本協定第2条第3項に規定する必須事務の内容は、別表のとおりとする。

（一括交付金）

第4条 基本協定第4条第2項の規定による平成 年度の一括交付金の交付金額は、〇〇〇円とする。

（疑義の決定）

第5条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 長野市 番地
地区住民自治協議会
会 長 名 印

(乙) 長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市
長野市長 鷲 沢 正 一 印

別表（第3条関係）

市から依頼する必須事務	
1	統計調査員の推薦（国勢調査と農林業センサス）
2	民生委員・児童委員候補者の推薦
3	人権同和教育指導員の配置
4	投票管理者・投票立会人の地区内での人選
5	期日前投票における投票管理者・投票立会人の地区内での人選
6	社会福祉協議会理事・評議員の推薦
7	放課後子どもプラン等運営委員会委員の内申
8	ごみ集積所における分別用備品等の管理及びルール違反ごみの対応
9	「ごみ分別強調月間」集積所巡回指導
10	不法投棄に関する情報提供及び防止対策に関する協力
11	人権教育・啓発活動（担当部会設置・研修会・住民集会等の開催）
12	「広報ながの」及びその付録の配布
13	住民が自主的に組織する自治組織（区や自治会）の代表者の報告及び当該組織の世帯数（事業所含む）、回覧数の報告
14	ごみ分別啓発に関する発行物の必要枚数調査及び配布
15	地区内の土木要望事業のとりまとめ、要望書の作成及び現地調査の案内
16	長野市社会福祉大会における被表彰者の内申
17	災害見舞金品事業に係る罹災者等の報告及び見舞い金品の伝達
18	地区社会福祉協議会等が行っている地域福祉活動の状況を把握するための調査
19	日赤社資募集及び取りまとめ
20	共同募金（戸別・法人募金）の募集及び取りまとめ
21	結核・肺がん予防募金の地区とりまとめ
22	緑の募金活動への協力について（依頼）